

出産費・家族出産費の受取代理を始めます

受取代理制度とは？

受取代理とは、共済組合が支給する出産費及び家族出産費（以下「出産費等」という。）を、組合員の皆さんに代わって、病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）が受け取ることをいいます。

今までは、組合員の皆さんは出産時に出産費用の全額を医療機関等へ支払い、後日共済組合から出産費を受け取る形でしたが、受取代理を行うことにより、出産時に出産費用の全額から出産費の額を控除した額だけ支払えばよいこととなり、出産時における組合員の皆さんの負担が軽減されることとなります。

対象者について

受取代理を申請できるのは、出産費等の支給を受ける見込みがあり、かつ出産予定日まで1か月以内の方又は出産予定日まで1か月以内の被扶養者を有する方です。出産貸付制度を利用される方は、対象となりません。

請求書の共済組合受付日が出産予定日まで1か月以内とします。

手続き方法について

共済組合に「出産費・家族出産費請求書（事前申請用）」の交付申請をする。

交付申請は、出産予定日まで6か月前からできます。共済組合が規定している交付願の様式を使用して、所属所経由で申請してください。様式は、所属所共済組合事務担当課でもらってください。また、ホームページにも載せています。

【添付書類】

- ア 組合員証又は組合員被扶養者証の写し（現在他保険に加入されている方は当該保険証の写し）
- イ 出産予定日を証明する書類
- ウ 他の保険者から出産費等の支給が受け取れるときは、当該他の組合で支給を受けない旨の証明等（申請時には、自己申告とし、出産後に正式に証明書を提出）
- エ 資格喪失後に氏名を変更されている方は、氏名を変更したことがわかる公的書類の原本（婚姻受理証明・戸籍抄本等）

共済組合から送付された の請求書に出産予定の医療機関等（日本国外の医療機関等は除く。）で受取代理人の欄を記入してもらう。ただし、日付は出産予定日まで2か月以内のものとし、また、受取代理人の金融機関は郵便局は指定できません。

の請求書を所属所（任意継続組合員又は資格喪失後の方は共済組合）に提出する。共済組合は、原則請求書を出産日前に受け付けますが、出産後に提出された場合は、退院前で医療機関等から分娩費が請求されるまえであれば請求書を受け付けます。

支払いについて

出産後、共済組合から医療機関等に35万円（単胎の上限）が支払われますので、出産費用が35万円を超える場合は、その差額を医療機関等にお支払いください。出産費用が35万円未満の場合は、35万円から出産費用を控除した額が、共済組合から組合員の皆さんに支払われます（給付金等振込口座に送金）。

なお、（家族）出産費附加金（3万円）は、給付金等振込口座に送金します。

受取代理人である医療機関等以外で出産することとなった場合、出産費等の支給対象者でなくなった場合は、速やかに共済組合に御連絡ください。

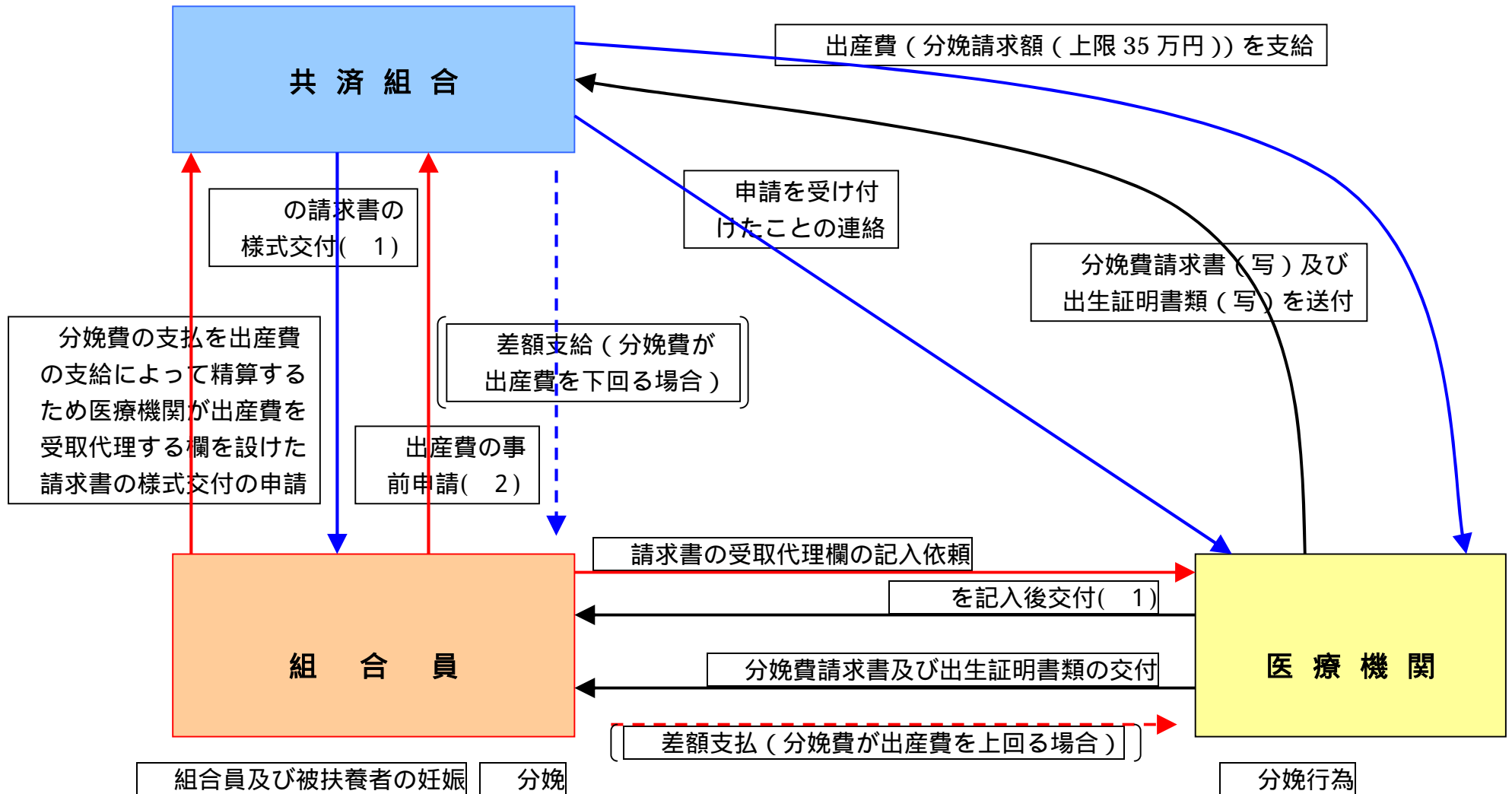
施行日は平成19年4月1日とします。

ただし、出産予定日または出産日が平成19年4月1日以降の方で、かつ請求書の共済組合受付日が平成19年4月1日となる方が対象となります。このため請求書の交付申請は平成19年3月から受け付けます。

連絡先： 山口県市町村職員共済組合 保険課 医療係
083 - 925 - 6141

妊娠から出産費による精算まで

(出産費には、家族出産費を含みます。)



- 1 及び の交付に当たって、事実上共済組合及び医療機関の同意を得ることとなる。
- 2 の事前申請は、出産予定日まで1か月以内(共済組合受付)であることを要件とする。

(家族) 出産費附加金は、組合員に支給します